

宇部市立小中学校 短期留学制度 募集概要

魅力いっぱい宇部の学校で
留学体験
してみませんか？

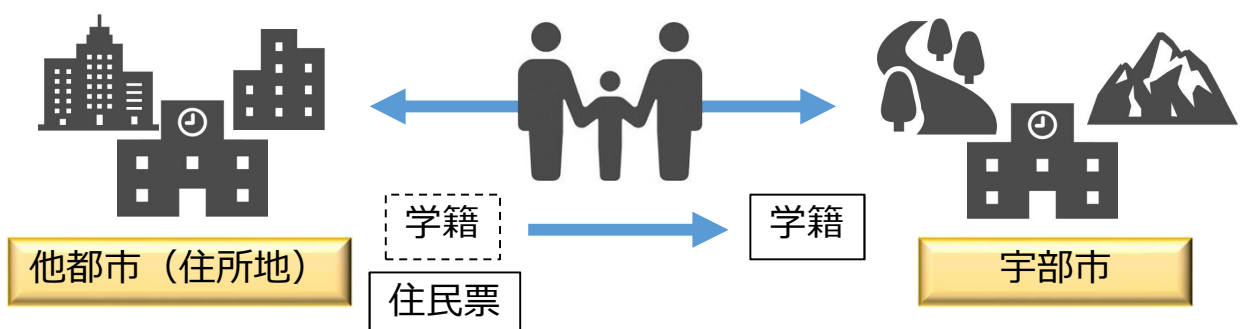
令和6年8月26日
より実施！

短期留学制度とは

宇部市外の小中学校に通学する児童生徒が、保護者の一時的な宇部市への移住や滞在等に合わせて、現在の住所地に住民票を置いたまま、宇部市内の学校に通うことができる制度です。

学籍については、一時的に異動することとなりますが、学籍の異動により、受入学校での就学期間も出席日数として認められます。

短期留学のイメージ



受入学校・短期留学でできること

短期留学の受入学校は、市内全ての市立小中学校を対象としています。市内の学校では、宇部市の地域特性を生かした多様な学びを体験することができ、特に北部地域の学校では、少人数を生かした学習指導や自然環境などを生かした多様な学習を体験することができます。

また、地元の児童生徒と一緒に学ぶことで、考え方や視野が広がり、様々なことに柔軟に対応できる力を育むことができます。

お試し移住することで、住みやすさや魅力的な環境も体感できます。
※各小中学校の詳細については、「宇部市小中学校ポータルサイト」をご覧ください。

宇部市小中学校ポータルサイトURL：<https://www.ube-ygc.ed.jp/>

短期留学を利用できる児童生徒

以下の要件にすべて該当する児童生徒が対象となります。

- (1) 宇部市外の小中学校に就学する児童生徒
- (2) 宇部市内に居住地を確保することができ、その居住地から通学可能な児童生徒
- (3) 保護者とともに生活できる児童生徒
- (4) 他の児童生徒と協力して学校生活を送ることができる児童生徒

実施期間

短期留学制度の実施期間は、原則5月から翌年2月上旬までの間とします。なお、受入期間は最短1か月とし、受入学校と協議して決定します。



就学までの手続きの流れ

- ① はじめに、宇部市教育委員会学校教育課に連絡してください。
- ② ご希望の学校へは学校教育課から事前に連絡しておきますので、学校と日程等を調整のうえ、見学等を行ってください。
- ③ 受入可否について、学校教育課からお知らせします。
- ④ 受入可の場合は、学校教育課へ区域外就学申請の手続きを行ってください。その後、受入予定の学校、現在就学中の学校へ必要な手続きを行います。
- ⑤ 手続き完了後、受入学校への通学が始まります。

ご準備いただく物品・ご負担いただく費用

○ 物品関係

① 教科書

住所地の学校で使用している教科書と同じ場合は、その教科書を使用しますので、必ず持参してください。異なる場合は、受入学校で用意します。

② 副教材

必要な副教材がある場合は、ご家庭で購入をお願いします。

③ タブレット等のＩＣＴ教材

受入学校で貸し出します。

○ 費用関係

① 給食費

ご家庭で負担していただく給食費は、１日当たり小学生２５０円、中学生２８０円です。支払方法は、納付書払いを基本とします。

② 学年費・校外活動費・その他諸費用

別途、参加費等をご家庭で負担していただく場合があります。

③ 居住や移動に係る費用

ご家庭での負担となりますが、ご希望の地域によっては、お試し住宅等を紹介することが可能です。

留意点

- ① アレルギーなど日常生活でご不安な点がある場合は、事前にご相談ください。
- ② 受入学校の教育活動やPTA活動等に十分なご理解とご協力をお願いします。
- ③ 年度途中からの就学も可能です。就学許可の可否が出るまでに時間を要する場合がありますので、ご希望の就学時期が決まっている場合は、余裕をもってご相談ください。
- ④ 学校の状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

〒755-8601

山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市教育委員会 学校教育課

電話：0836-34-8609

FAX：0836-22-6066

メール：school@city.ube.yamaguchi.jp

